

三重県業務委託共通仕様書(平成22年7月)新旧対照表

測量業務共通仕様書

第1編 共通編

ページ	条	現行	改定(案)	備考
1-5	10	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p> <p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p>

用地調査等共通仕様書

第2章 用地調査等の基本的処理方法

ページ	条	現行	改定(案)	備考
2-5	8	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p> <p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p>

三重県業務委託共通仕様書(平成22年7月)新旧対照表

工損調査等共通仕様書

第2章 工損調査等の基本的処理方法

ページ	条	現行	改定(案)	備考
3-2 ～ 3-3	7	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p> <p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p>

地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 共通編

ページ	条	現行	改定(案)	備考
4-5	110	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p> <p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p>

三重県業務委託共通仕様書(平成22年7月)新旧対照表

設計業務等共通仕様書

第1編 共通編

ページ	条	現行	改定(案)	備考
5-5	1109	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時、変更時、完了時において、委託料100万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、登録データを作成し、当初契約時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に監督員に電子メールで送信するものとする。また、後日、登録機関から送信される業務実績登録通知を印刷し監督員に提出するものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p> <p>完了時の登録申請期限を、業務完了後10日以内から15日以内に変更。</p>